

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成に係る講習会 資 料

令和7年3月7日



秋田県 由利本荘市

本日の講習会プログラム

1. 要配慮者利用施設における避難確保の必要性
2. 災害リスク等の確認
3. 防災体制
4. 情報収集・伝達
5. 避難誘導
6. 避難に必要な設備や備蓄品
7. 防災教育及び避難訓練
8. 自衛水防団
9. 今後の予定等

1. 要配慮者利用施設における 避難確保計画の必要性

① 避難確保計画の義務化の背景

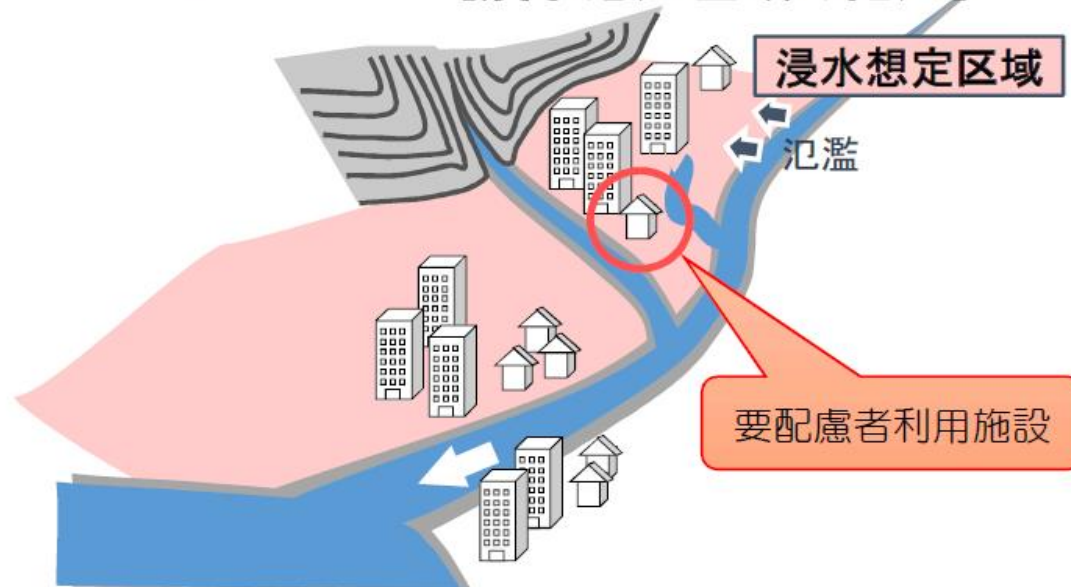
○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法、津波法の改正により、被災のおそれがある地域において、市町村地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表されます。
- ・逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。

ポイント!

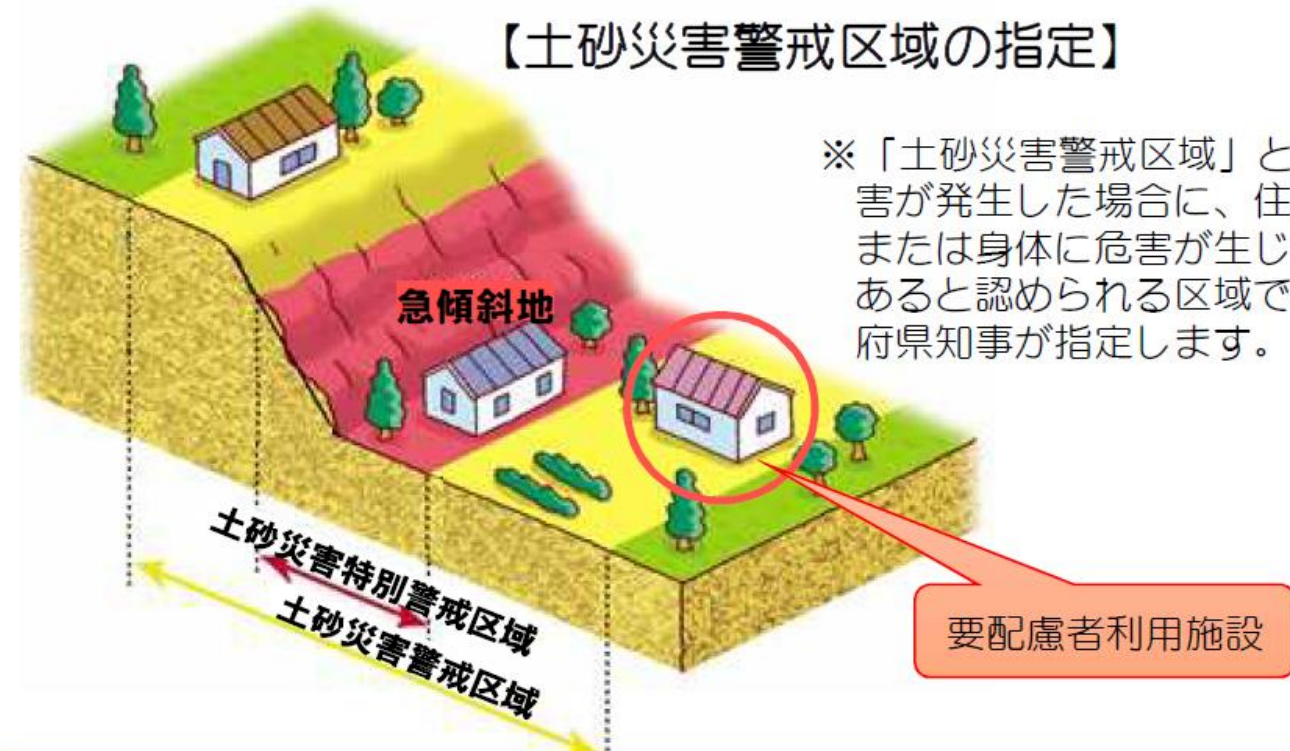
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

② 講習会開催の目的

○要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成が義務づけられたことを踏まえ、各施設において計画を作成することが求められます。今回の講習会では、①計画の必要性を理解していただき、②計画作成の内容や作成方法を学び、③防災の知見習得や、防災行動を継続する意識を持つことが目的です。

【ステップ1】「スタートを切る(作り始める)ための啓発」

要配慮者利用施設管理者等の方々に、避難確保計画作成の必要性を理解していただく

【ステップ2】「ゴールする(作りきる)ための方法・支援」

避難確保計画作成の方法や支援方策より、各施設が計画を検討する過程において、判断等に悩む事項等の対応について説明し、計画の円滑な作成を支援する

【ステップ3】「継続的な防災行動の促進」

自施設の防災行動について、避難訓練等の「防災行動を継続する」事を意識づけてもらう

頻発する洪水被害

年月	災害名	被害の概要
平成30年7月	平成30年7月豪雨	梅雨前線が日本付近に停滞し、また台風7号の北上により日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、大雨となりやすい状況が続いた。このため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日～7月8日までの総雨量が、7月の月降水量平年値の4倍となる大雨になったところがある。 西日本を中心に広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、がけ崩れ等が発生、死者220名、行方不明者9名、家屋全半壊等9,786棟、家屋浸水36,038棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。 ※被害情報は7月31日8時45分消防庁資料による
平成31年 令和元年	令和元年東日本台風 （台風第19号）	台風第19号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となった。 雨については、10月10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根で1000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えた。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。
令和2年	令和2年7月豪雨	7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となり、人的被害や物的被害が発生した。7月3日から7月31日までの総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000ミリを超えたところがあり、九州南部、九州北部地方、東海地方、及び東北地方の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた。また、旬ごとの値として、7月上旬に全国のアメダス地点で観測した降水量の総和及び1時間降水量50mm以上の発生回数が、共に1982年以降で最多となった。 この大雨により、球磨川や筑後川、飛騨川、江の川、最上川といった大河川での氾濫が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により、人的被害や物的被害が多く発生した。
令和3年	7月1日から3日の東海地方・関東地方南部を中心とした大雨	6月末から梅雨前線が北上し、西日本から東日本に停滞した。前線に向かって暖かく湿った空気が次々と流れ込み、大気の状態が非常に不安定となったため、東海地方から関東地方南部を中心に記録的な大雨となった。数日間にわたって断続的に雨が降り続き、静岡県の複数の地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど、記録的な大雨となった。 この大雨により静岡県熱海市で土石流が発生したほか、河川の増水や低地の浸水が発生した。
令和4年	8月1日から6日の前線による大雨	8月1日から6日にかけて、日本海から東北地方・北陸地方にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、北海道地方や東北地方及び北陸地方を中心に大雨となった。 このうち、3日夜には新潟県と山形県で線状降水帯が発生し、雷を伴った猛烈な雨が断続的に降り続いた。
令和5年	梅雨前線による大雨	6月28日以降、梅雨前線が日本付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で前線の活動が活発となり、各地で大雨となった。7月14日から16日にかけては、東北北部を中心に大雨となった。秋田県では、14日から16日の総降水量が多い所で400ミリを超えるなど秋田県を中心に記録的な大雨となった所があった。

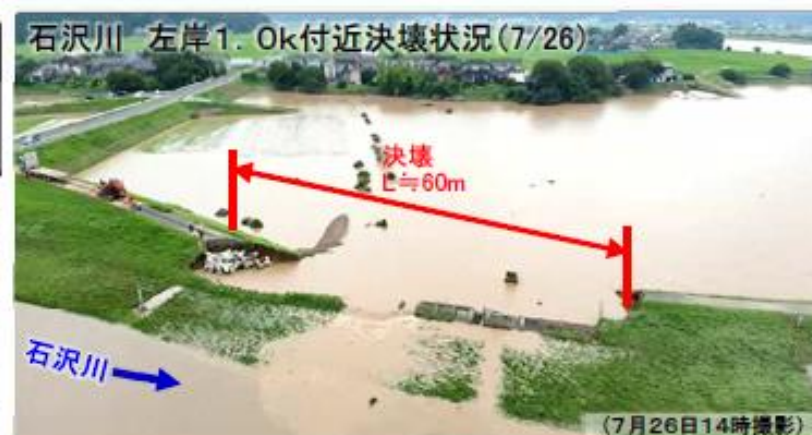
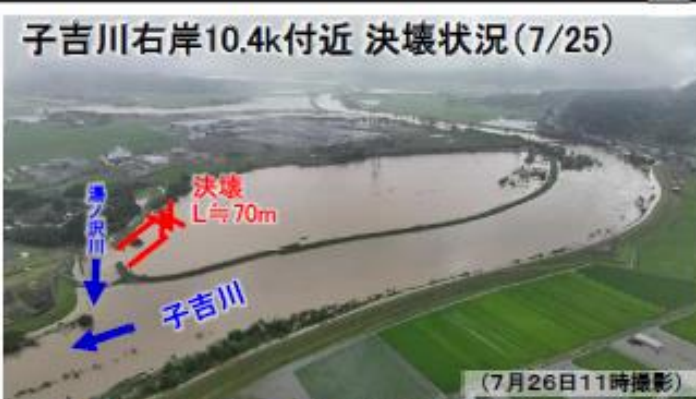
由利本荘市における水害

令和6年7月25日からの大雨による被害状況

こよしがわ
(子吉川堤防決壊の概要)

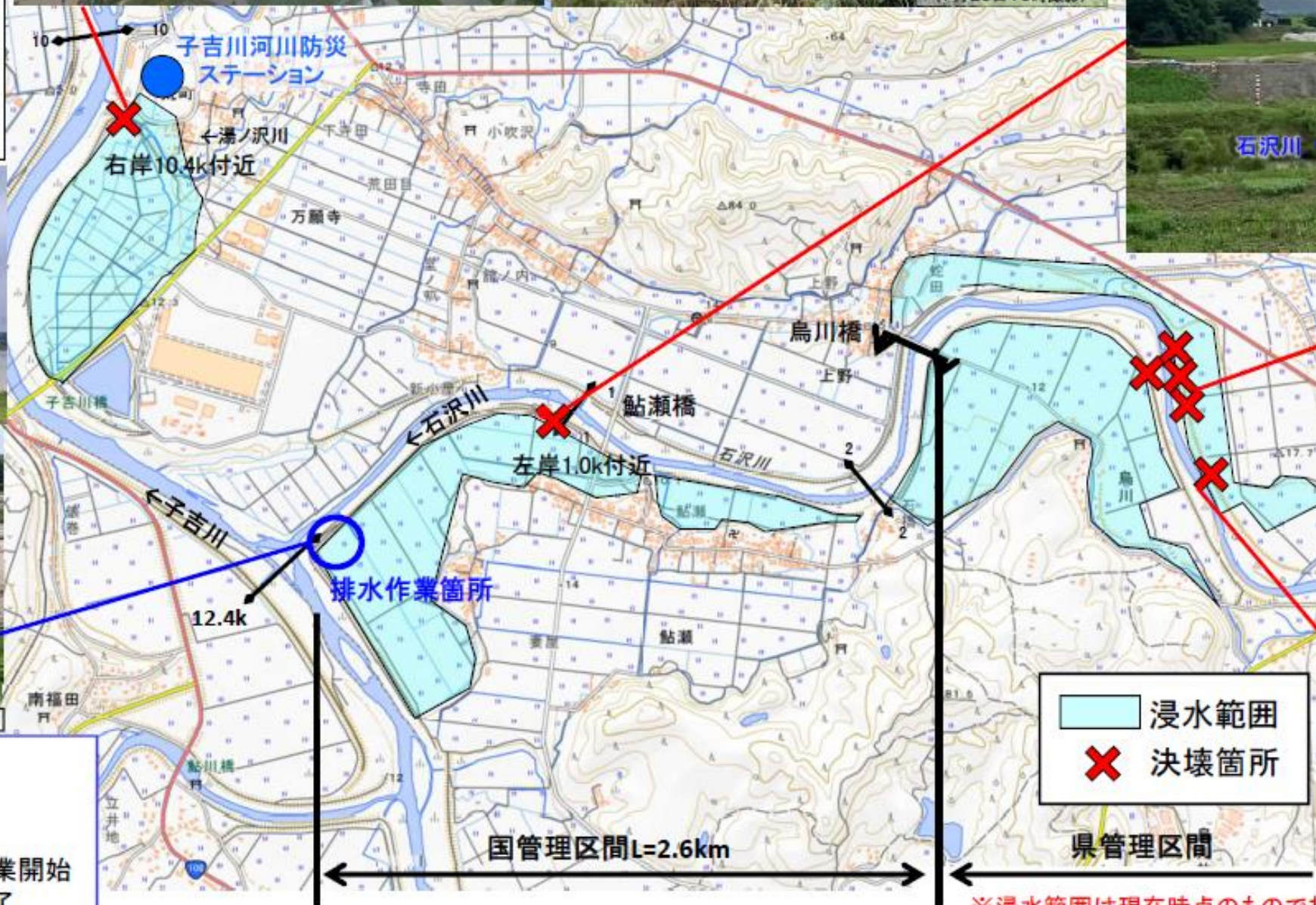
秋田

- 子吉川及び支川石沢川において、**7箇所**で堤防が決壊。
- このほか、子吉川及び石沢川で堤防の法崩れ、護岸損壊等が14箇所が発生。



石沢川左岸排水状況[R6. 7. 26]

排水ポンプ車30m³ 3台
排水ポンプ車60m³ 1台
照明車 4台
⇒26日(金) 9:27 排水作業開始
⇒27日(土) 5:15 排水終了



【県管理】堤防決壊



※浸水範囲は現時点のものであり詳細は調査中

出典:東北地方整備局河川部公表資料より抜粋

③ 避難確保計画の重要性

- ・ **要配慮者**（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）は一般の住民より避難に多くの時間を要し、近年の水害・土砂災害時においても、社会福祉施設からの**逃げ遅れによる被害**が報告されている。
- ・ 今回の要配慮者利用施設の所有者又は管理者への義務化は、**避難準備・高齢者等避難開始等を発令する行政を含むすべての関係者で連携して対応する必要がある。**
- ・ 「避難マニュアルがなかったため具体的な行動として何をすればよいかわからなかった」という反省の声があるが、**マニュアルを作成していれば、本当に避難させることができたのだろうか**という不安が残る。
- ・ 計画に書いてあること（イコール）できることではない。計画作成を最終目標にせず、**避難訓練により実効性のある計画作成を最終目標**としましょう。

平成28年8月 岩手県



④ 要配慮者利用施設の取組に活用可能な示唆

■ 生きた計画とするには、作った後に育てることが大切

- ・災害リスクの状況は、地区ごと(＝施設ごと)に様々であって、対応できるための体制づくりや周辺環境なども様々である。
- ・マニュアルは大切だが、マニュアルどおりには災害は発生してくれないこともある。
- ・作成した計画を基本に、意識・知識を共有しながら、より強化するための取組の継続が大切である。
- ・「みんなで助け合って、みんなで助かる」ためにできることを探すことが大切である。

⑤ 本講習会開催の背景とポイント

- ・ 計画作成は単に、様式を埋めればよいものではなく、地域の水害危険性、施設利用者の特徴、施設の運営体制などを踏まえ、十分に検討する必要がある。
- ・ しかし、施設側にとっては“作成する時間がない”、“作成する人手がない”、“専門的な知識がない”などの理由から計画作成が後回しになってしまう。
- ・ 本日の講習会は、必要な情報や計画作成のポイントについて関係する方から皆さんにレクチャーする時間となっています。

⑥ 避難確保計画の作成支援方策（様式等の入手先）

由利本荘市 要配慮者利用施設における避難確保計画について

検索

https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1000005/1001972/1001981/1004112.html

人と自然が共に生きるまち
由利本荘市
Yurihonjo City

Language 読み上げ・ルビ振り
文字サイズ・配色の変更

市民の方 観光 市政情報 事業者

お役立ちナビ

現在の位置 トップページ > 消防・防災 > 防災情報 > 防災計画・資料 > 要配慮者利用施設における避難確保計画について

消防・防災

- 防災情報
- ▶ 防災計画・資料
 - 県管理河川の洪水浸水想定区域図について
 - 由利本荘市地域防災計画（修正素案）に対する意見募集の結果について
 - 由利本荘市地域防災計画（修正素案）に対する意見募集の結果について

要配慮者利用施設における避難確保計画について

ページ番号1004112 更新日 2025年1月9日

印刷 大きな文字で印刷

「避難確保計画」の作成及び訓練実施の義務化

災害時、避難に時間がかかる要配慮者が利用する施設では、洪水や土砂災害、津波により人命に関わる深刻な被害発生の危険性があり、利用者の安全確保が必要です。

水防法、土砂災害防止法、津波法で、被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者には、避難確保計画の作成、市長への報告、避難訓練の実施をすることが義務付けられています。

自衛水防（企業防災）について（要配慮者利用施設の浸水対策） - 国土交通省

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#hinan_tebiki

2. 災害リスク等の確認

(1) ハザードマップを確認しましょう

- 施設が有する自然災害のリスクを確認することが重要
- 市のHPに掲載している「WEBハザードマップ」や、「わが家の防災マニュアル」
- 国交省のハザードマップポータルサイト「わがまち防災マップ」、「重ねるハザードマップ」でも確認できます

① 由利本荘市 Webハザードマップ

検索

②



③



← ↻ 🔒 https://www.city.yurihonjo.lg.jp/hzd/#13/39.381637/140.066929/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0... A ☆ 🖨️ ⚙️ 🔍 ツール

由利本荘市Webハザードマップ

標準地図 淡色地図 English 写真 StreetMa

地図の種類

トップ

- 避難所などの施設情報 ⓘ
- 津波浸水想定 ⓘ
- 洪水浸水想定 ⓘ
- 土砂災害危険箇所・区域 ⓘ
- 火山噴火災害 ⓘ

選択中の地図 リセット

標準地図 グレースケール 透過率 ⓘ ×

1 km

あ 秋田県由利本荘市瀬越場 (付近の住所。正確な所属を示すとは限らない。)
39度22分53.89秒 140度4分0.94秒 39.381637,140.066929 ズーム: 13
UTMポイント: 54SVJ19635954
標高: 3.4m (データソース: DEM5A)

表示値の説明



https://www.city.yurihonjo.lg.jp/hzd/#13



由利本荘市Webハザードマップ



標準地図



淡色地図



English



写真



StreetMa



地図の種類

トップ



避難所などの施設情報



津波浸水想定



洪水浸水想定



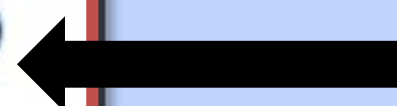
土砂災害危険箇所・区域



火山噴火災害



②



由利本荘市Webハザードマップ



地図の種類

トップ > 洪水浸水想定

洪水最大浸水深



浸水継続時間(洪水)



河岸浸食



はん濫流



選択中の地図

リセット

洪水最大浸水深

合成

透過率



標準地図

グレースケール

透過率



1 km

ハザード情報を非表示にする場合



あ 秋田県由利本荘市瀬越場 (付近の住所。正確な所属を示すとは限らない。)

39度22分53.89秒 140度4分0.94秒 39.381637,140.066929 ズーム: 13

UTMポイント: 54SVJ19635954

標高: 3.4m (データソース: DEM5A)

javascript:void(0);

避難確保計画の様式集

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き P.65～

第11章 付属資料(避難確保計画の様式集)

避難確保計画の様式集の記載例

記載例

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 雨水出水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： ○○○○ホーム 】

2022 年 4 月作成

このエクセルファイルの使い方
作業シートの必要な項目を記入してください。
記入する場所は桃色の空欄で示しています。
様式2は対象となる災害のみ記入してください。
自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

(2) 災害の種類について

第2章 基本的な事項

(1) 計画の目的

避難確保計画は、大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれがあるとき、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める計画です。本項には、こうした計画の目的を記載しましょう。あわせて、避難確保計画の位置づけを明らかにするため、水防法(洪水、雨水出水、高潮)、津波法(津波)、土砂災害防止法(土砂災害)のうち、どの法令に基づく計画なのかを明記しましょう。

表 2 災害種別と関係法令

災害種別	法令
洪水、雨水出水、高潮	水防法
津波	津波法
土砂災害	土砂災害防止法

災害の種類と特徴

災害の種類別	発生原因	特徴など
洪水	大雨	台風や前線によって大雨が降った場合、その水は川に集まり、川を流れる水の量が急激に増大します。このような現象を洪水といいます。一般には川から水があふれ、氾濫(はんらん)することを洪水と呼びます。
災害リスク情報 ○洪水浸水想定区域(河川が氾濫した場合に浸水する区域) ▪ 想定される最大浸水深 ▪ 想定される浸水継続時間 ▪ 家屋倒壊等はん濫想定区域		

洪水最大浸水深

← ↻ 🔒 <https://www.city.yurihonjo.lg.jp/hzd/#13/39.381637/140.066929/&base=std&ls=std%7CID13201%2C0.75&blend=0&disp=>

 由利本荘市Webハザードマップ

標準地図 淡色地図 English 写真 StreetMap

地図の種類

トップ > 洪水浸水想定

- 洪水最大浸水深 ⓘ
- 浸水継続時間(洪水) ⓘ
- 河岸浸食 ⓘ
- はん濫流 ⓘ

選択中の地図

リセット

- 洪水最大浸水深 合成 透過率 ⓘ ×
- 標準地図 グレースケール 透過率 ⓘ ×

1 km

本荘港 子吉川 羽後本荘駅 由利本 本荘IC

あ 秋田県由利本荘市瀬越場 (付近の住所 正確な所属を示すとは限らない)

21



標準地図



淡色地図



English



写真

⑤

地図の種類

[トップ](#) > 洪水浸水想定

洪水最大浸水深

浸水継続時間(洪水)

 河岸浸食

 はん濫流

洪水最大浸水深

想定される最大浸水深を表示します。

 20m～

 10m～20m

 5m～10m

 3m～5m

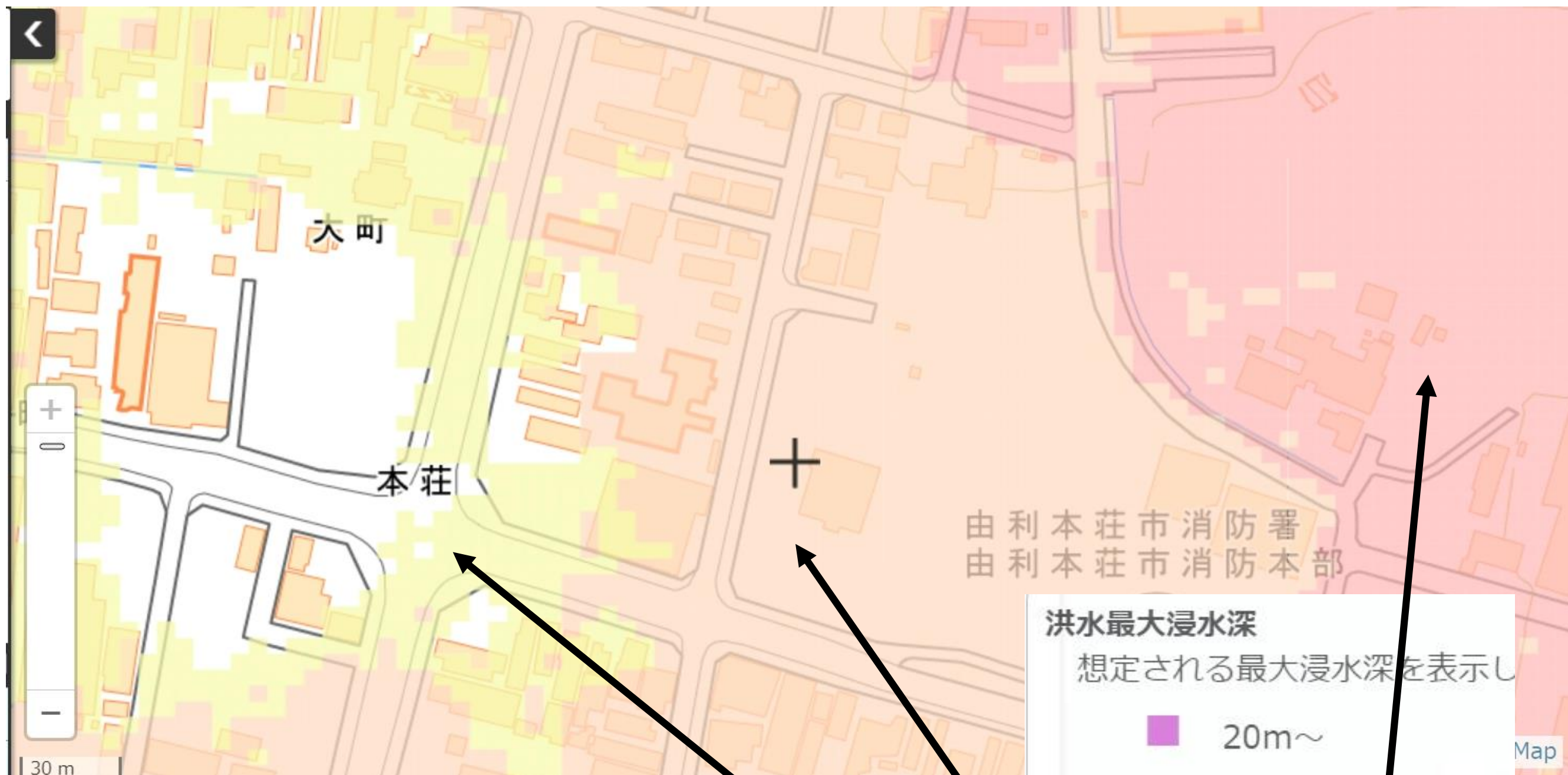
 0.5m～3m

 ～0.5m

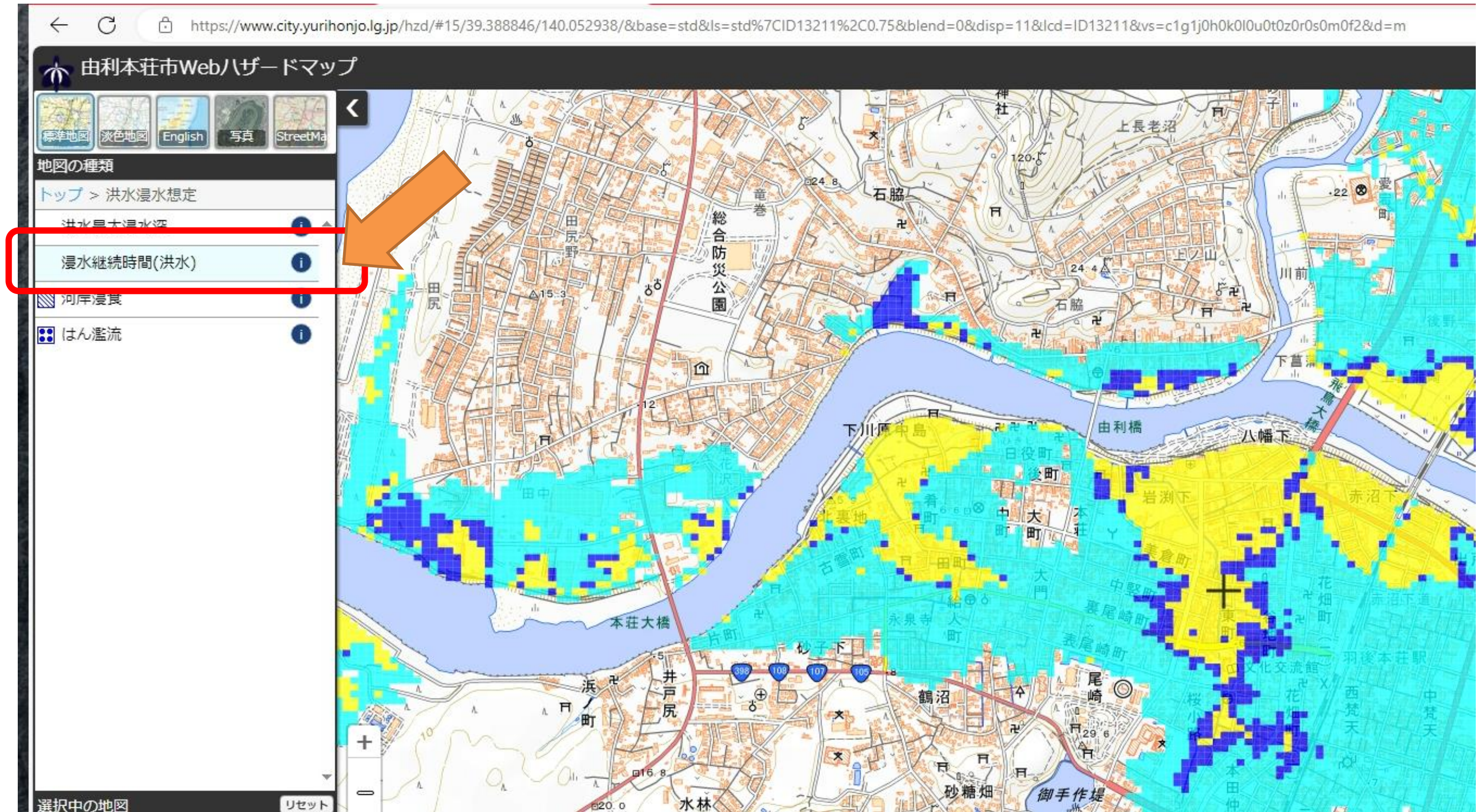
← 2階の床上浸水相当

← 1階の床上浸水相当

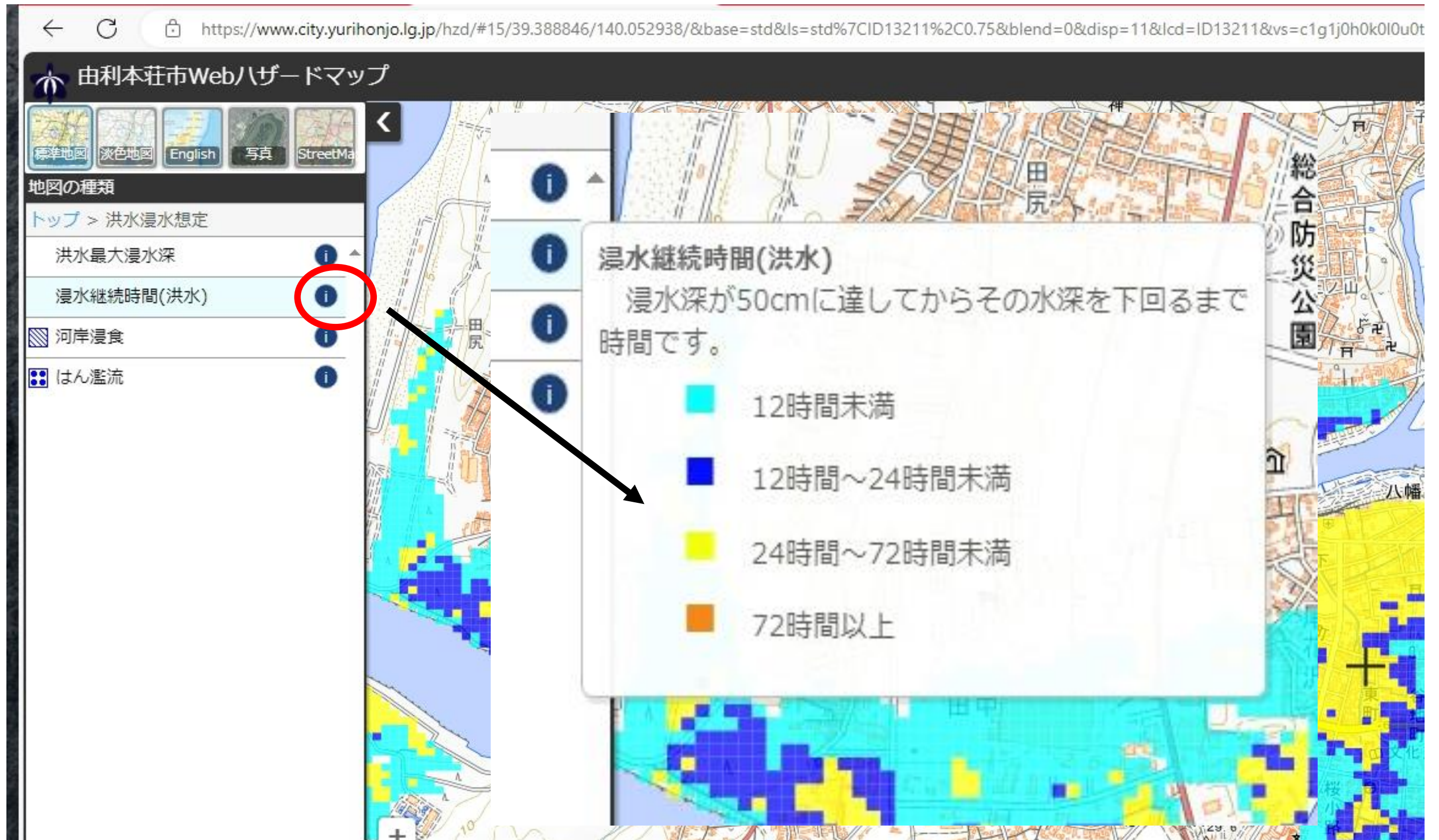
← 大人の膝くらい



浸水継続時間（洪水）



浸水継続時間（洪水）



◇想定最大規模降雨による家屋倒壊等氾濫想定区域

- 想定最大規模の浸水想定区域図では、浸水範囲や浸水深の他に家屋倒壊等氾濫想定区域をあわせて公表しています。家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫流・河岸侵食があります。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域では、特に早期に避難する必要があります。

「家屋倒壊等氾濫想定区域」とは：

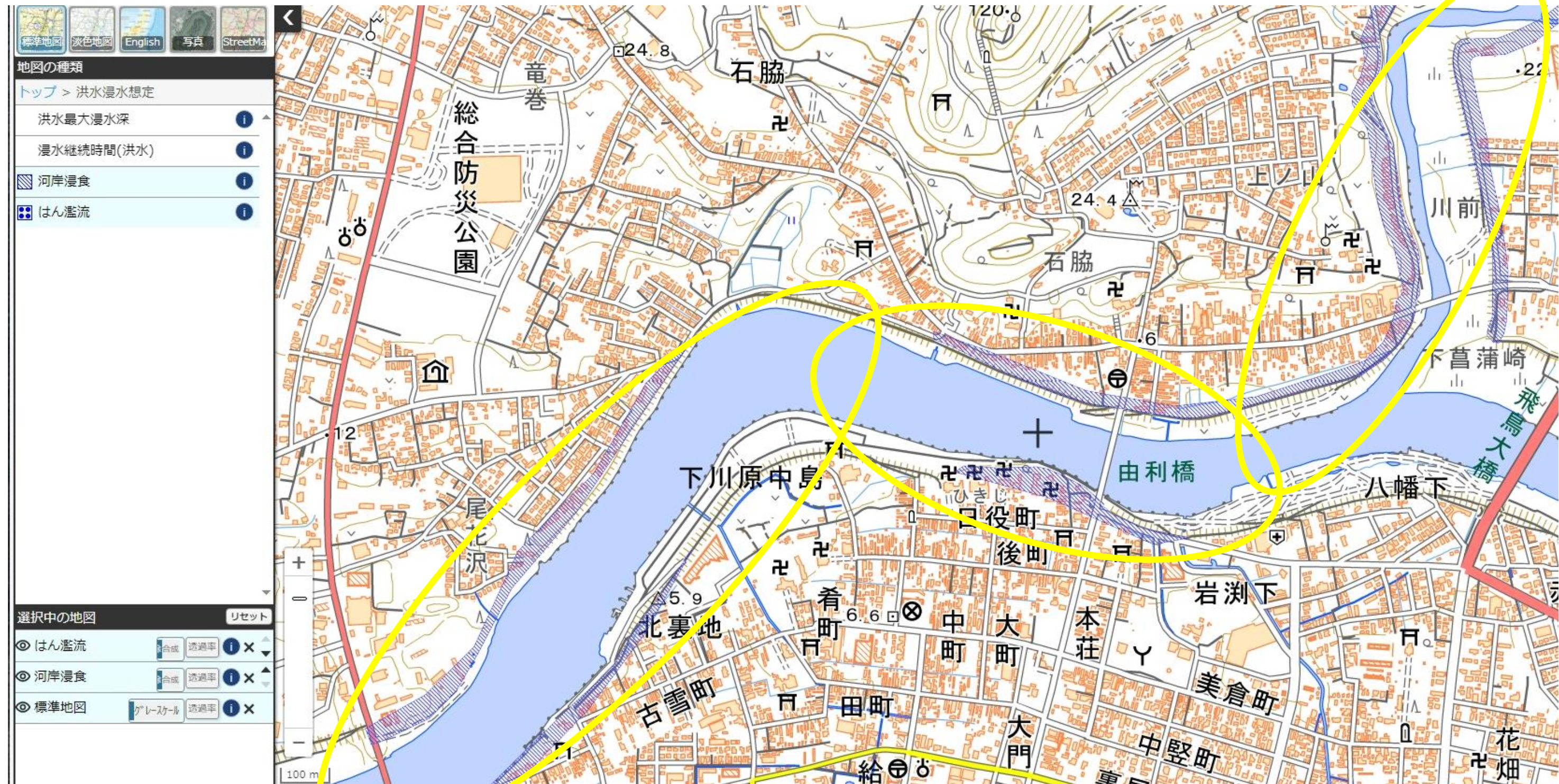
堤防沿いの地域等において、氾濫した場合に家屋が倒壊するような激しい氾濫流や河岸侵食による家屋倒壊等が発生するおそれが高い区域です。この区域では、洪水時には避難情報等に従って安全な場所に確実に立退き避難を行う必要があります。

平成28年8月台風第10号【北海道開発局提供】
(北海道上川郡・十勝川水系ペケレベツ川)

平成29年7月九州北部豪雨【九州地方整備局提供】
(福岡県朝倉市・筑後川水系桂川)

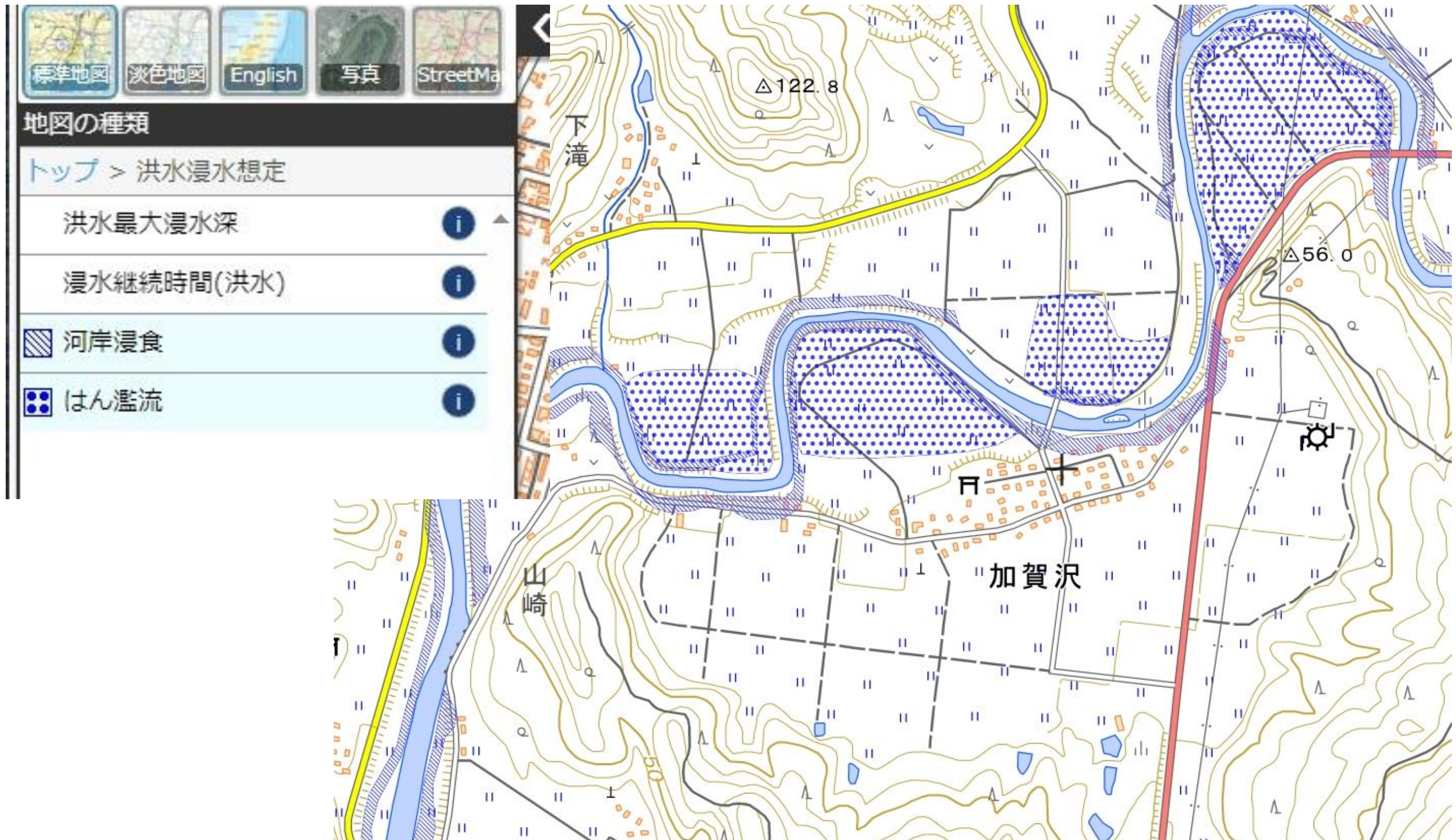


家屋倒壊等氾濫想定区域



... 青い斜線部分 河岸浸食

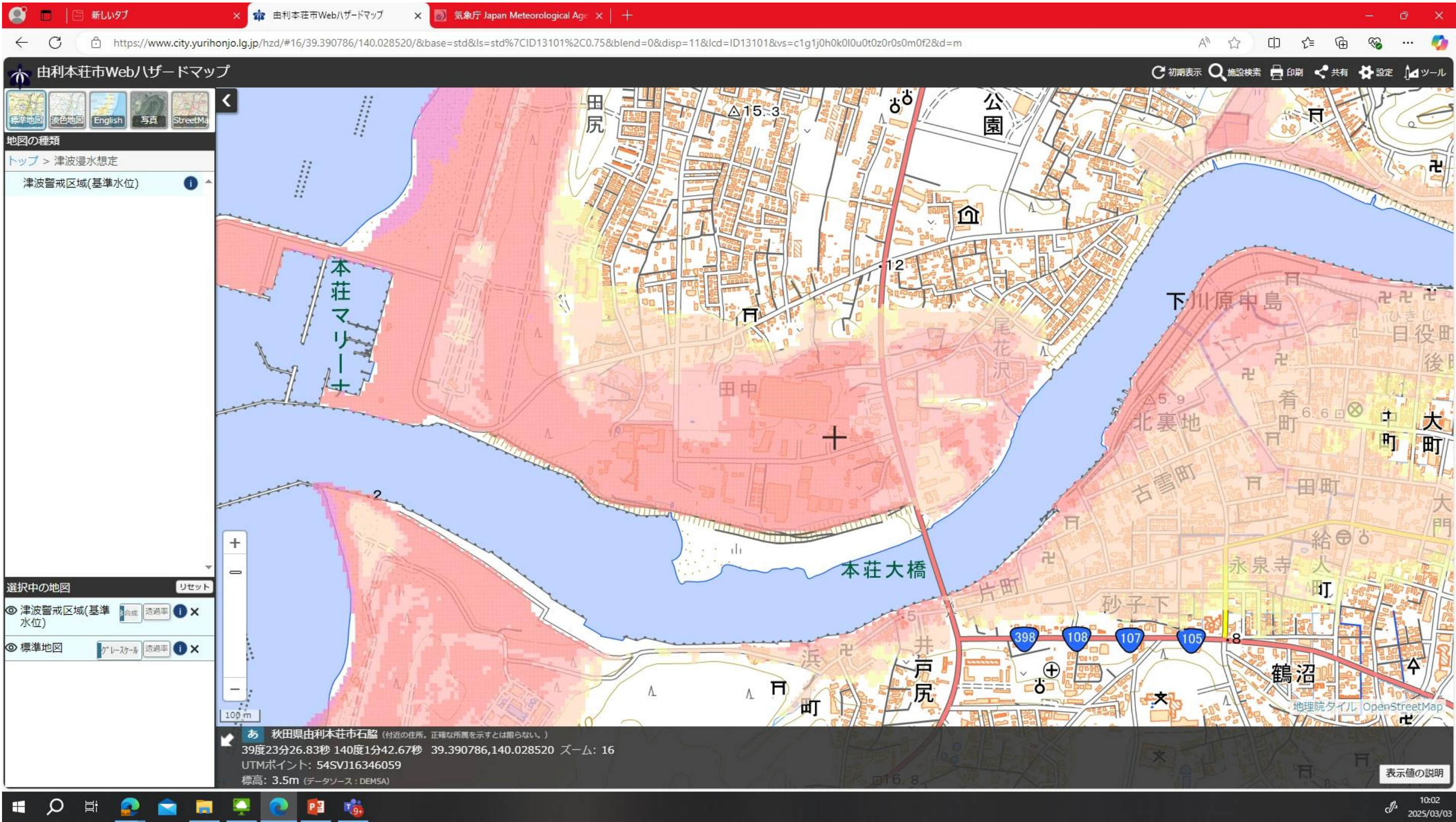
家屋倒壊等氾濫想定区域



災害の種類と特徴

災害の種類	発生原因	特徴など
津波	地震など	大規模な地震等により震源に近い海底に地殻変動が発生し、それによって生じる海水面の盛り上がりや落ち込みにより巨大な波が発生する現象です。 沿岸部に壊滅的な被害をもたらすほか、津波が遡上することで内陸部でも被害を生じる場合があります。
災害リスク情報 ○津波災害警戒区域図 ▪ 想定される最大浸水深や基準水位 ▪ 想定される津波到達時間		

津波浸水想定区域



津波浸水想定区域



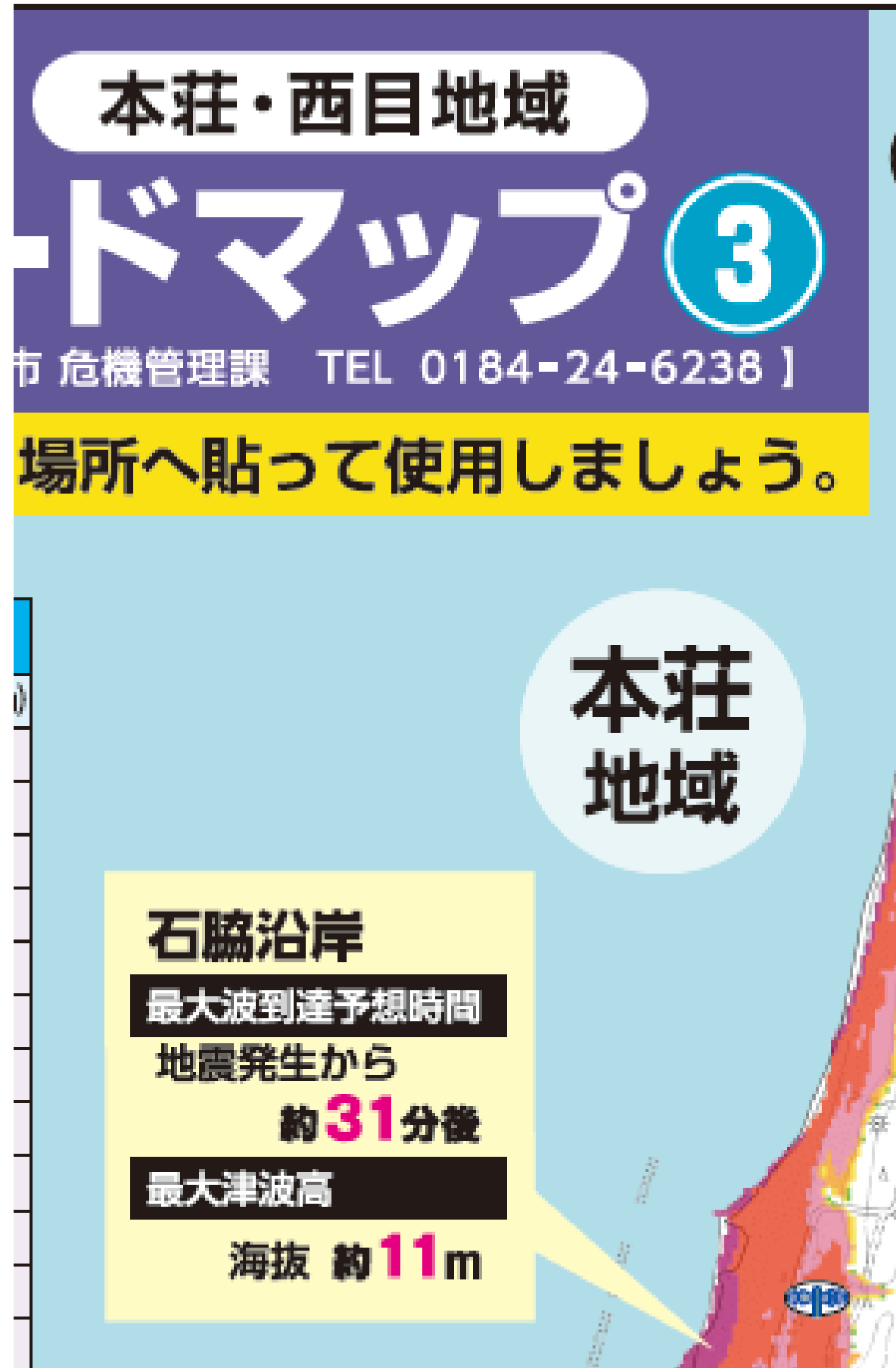
津波最大浸水深

最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域と、津波が建物等に衝突した際のせり上がりの高さを表示します。

- 20m～
- 10m～20m
- 5m～10m
- 3m～5m
- 0.5m～3m
- ～0.5m



想定される津波到達時間

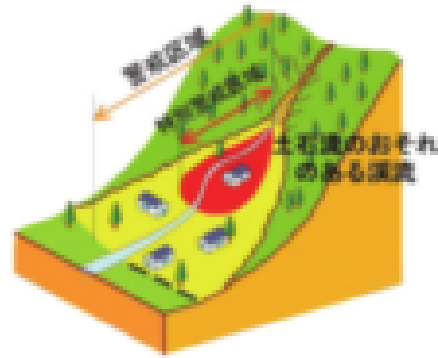


災害の種類と特徴

災害の種類	発生原因	特徴など
土砂災害	大雨	がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべり等を発生原因として、生命又は身体に被害を及ぼすことがあります。 ○がけ崩れ （急傾斜地の崩壊） 傾斜度が30° 以上である土地が崩壊する自然現象 ○土石流 山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が一体となって流下する自然現象 ○地すべり 土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象
災害リスク情報 ○土砂災害警戒区域図 ○土砂災害特別警戒区域図		

土砂災害の種類と特徴

土石流



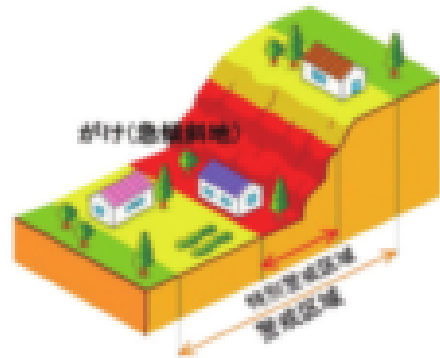
猛スピードでやってきます

山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。
時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。

前兆現象

- 山鳴りがする
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 川が濁ったり、流木が流れる

がけ崩れ



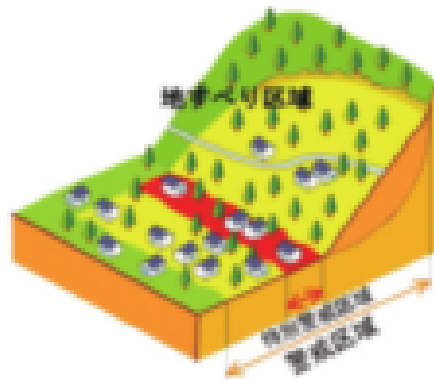
一瞬にして崩壊します

斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然崩れ落ちる現象です。
崩れ始めてから、崩れ落ちるまでの時間がごく短く、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、人命を奪うことの多い災害です。

前兆現象

- がけの上から小石がパラパラと落ちてくる
- 斜面に亀裂ができる
- 斜面から水が湧き出す

地すべり



広い範囲に被害が及びます

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象です。
移動する土塊の量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。

前兆現象

- 地面にひび割れができる
- 地面の一部が陥没したり、隆起したりする
- 池や沼の水かさが急に変わる
- 沢や井戸の水が濁る

◇ 土砂災害に備える

◆ 施設が土砂災害警戒区域に入っているか確認

秋田県土砂災害危険箇所マップ

検索

①字名で検索



③選択

②選択

◇ 土砂災害に備える

◆ 詳細な位置を確認するには①

秋田県土砂災害危険箇所マップ 検索

秋田県土砂災害危険箇所マップ

東鮎川

※街区レベルの検索となります。

お知らせ 利用規約 ツール

レイヤ・凡例

全てのアイコンをOFFにします。

詳細表示 簡易表示

下記のアイコンクリックで地図上の図形がON、OFFできます。

- 雪崩危険箇所
- 急傾斜地危険箇所
- 地すべり危険箇所
- 土石流危険渓流(氾濫域)
- 土石流危険渓流(流域)
- 土石流(レッド)
- 土石流(イエロー)
- 急傾斜(レッド)
- 急傾斜(イエロー)
- 地すべり(イエロー)
- 秋田県全域図

操作パネル

- 範囲検索
- 緯度・経度・標高取得
- 初期位置に戻る
- 初期表示位置保存
- 背景図選択

ベースマップ

- 地理院地図(白)
- 地理院地図(写真)
- 地理院地図(淡色)
- 重ね合わせ

テーマ: 土砂災害危険箇所マップ

- ・雨量局を選択することで、雨量の詳細情報が閲覧できます。
- ・メッシュ内を選択することで、土砂災害危険度情報が閲覧できます。
- ・その他の情報は、適宜「レイヤ・凡例」パネルよりON・OFF可能です。
- ・土砂災害警戒区域等の情報は平成30年5月末時点のものです。最新の指定情報及び指定範囲については、[こちら\(別ページリンク\)](#)をご参照ください。
- ・土砂災害警戒情報(気象庁)の発表状況については[こちら\(別ページリンク\)](#)

説明

区域をクリック

要配慮者利用施設

表示

複数情報選択結果

近くに以下の情報があります。表示したい情報を選択して下さい。

- 5kmメッシュ, 39400601
- I-1529 東鮎川沢2

◇ 土砂災害に備える

◆ 詳細な位置を確認するには②

秋田県 基礎調査結果

検索

秋田県建設部
河川砂防課

ホーム
河川・ダム・海岸・水防（美の国あきたネットへ）
砂防・傾斜地保全
●土砂災害警戒情報
●基礎調査について
●土砂災害110番
●土砂災害危険箇所マップ
●鳥海山 火山防災マップ（鳥海山全域版 H18.5.30公表）
●あきたの砂防
●土砂災害に関する警戒避難マニュアル
●溪流環境整備計画
土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果
●よくある質問Q & A
管 理
ご意見・お問い合わせ先
ダウンロード
サイト内検索

土砂災害警戒区域等の指定・基礎調査結果

地域振興局	市町村	指定公示図書	基礎調査結果
鹿角	鹿角市	表示	表示
	小坂町	表示	表示
北秋田	大館市	表示	表示
	北秋田市	表示	-
	上小阿仁村	表示	-
山本	能代市	表示	-
	藤里町	表示	表示
	三種町	表示	-
	八峰町	表示	表示
秋田	秋田市	表示	-
	男鹿市	表示	表示
	湯上市	表示	-
	五城目町	表示	表示
	八郎潟町	表示	-
	井川町	表示	-
	大湯村	表示	-
	由利	由利本荘市	表示
仙北	にかほ市	表示	-
	大仙市	表示	表示
	仙北市	表示	表示
	美郷町	表示	-
平鹿	横手市	表示	-
雄勝	湯沢市	表示	表示
	羽後町	表示	-
	東成瀬村	-	-

▶ 土石流

整理番号	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	指定告示図書
1286	I-1532	孫七山	由利本荘市西目町出戸字孫七山	H25.3.29	
1287	I-1626	宮ノ前沢	由利本荘市東由利法内字宮ノ前	H25.3.29	
1288	I-1677	下滝川沢	由利本荘市徳沢字大平	H25.3.29	
1289	I-1529	東鮎川沢2	由利本荘市東鮎川字下山崎及び小深田	H25.3.29	
1513	I-1397-1・2	館前沢2	由利本荘市館前字館前	H26.3.28	
1514	I-1399	館前沢4	由利本荘市館前字天神坂ノ下	H26.3.28	
1515	II-1550	館前沢1	由利本荘市館前字館前	H26.3.28	
1516	II-1552	館前沢3	由利本荘市館前字天神坂ノ下	H26.3.28	
1517	II-1553	館前沢5	由利本荘市館前字天神坂ノ下	H26.3.28	
1518	II-1554	館前沢6	由利本荘市館前字天神及び天神坂ノ下	H26.3.28	

参考資料（その3）

参考資料

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	土石流	溪流番号	I-1529
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第142号	溪流名	東鮎川沢2
その他の区域			告示年月日	平成25年3月29日	所在地	秋田県由利本荘市宇東鮎川字下山崎、小深田

複数情報選択結果

近くに以下の情報があります。表示したい情報を選択して下さい。

5kmメッシュ,39400601

I-1529 東鮎川沢2

避難確保計画の様式集

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き P.65～

第11章 付属資料(避難確保計画の様式集)

避難確保計画の様式集の記載例

記載例

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 雨水出水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： ○○○○ホーム 】

2022 年 4 月作成

このエクセルファイルの使い方
作業シートの必要な項目を記入してください。
記入する場所は桃色の空欄で示しています。
様式2は対象となる災害のみ記入してください。
自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

注意)

- ① 同一住所に、**同じ事業者が運営する複数の施設**が所在する場合は、一体の計画として作成してもかまわない
- ② ①の場合は、施設名に、**同一敷地の全ての施設を記入**すること

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害（洪水、雨水出水、高潮、津波）

洪水浸水想定区域 (洪水)	☐ 該当なし	☒ 該当 最大浸水深	0.5m～3m
		浸水継続時間	1日～3日未満
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
		☒ 該当 ☐ 該当なし	
雨水出水浸水想定区域 (雨水出水)	☐ 該当なし	☒ 該当 最大浸水深	0.5m～1m
		浸水継続時間	12時間～1日未満
高潮浸水想定区域 (高潮)	☐ 該当なし	☒ 該当 最大浸水深	0.5m～3m
		浸水継続時間	1日～3日未満
津波災害警戒区域 (津波)	☐ 該当なし	☒ 該当 基準水位	2m
		最大浸水深	
		津波到達時間	50分

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☐ 該当なし	☒ 該当（以下の該当する分類に ☒) ☒ がけ崩れ（急傾斜地の崩壊） ☐ 土石流 ☐ 地すべり（地滑り）	
------------------------	-------------------------------	--	--

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害（洪水、雨水出水、高潮、津波）			
洪水浸水想定区域 （洪水）	☐ 該当なし	☒ 該当 最大浸水深	0.5m～3m
		浸水継続時間	1日～3日未満
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
		☒ 該当 ☐ 該当なし	
雨水出水浸水想定区域 （雨水出水）	☐ 該当		
高潮浸水想定区域 （高潮）	☐ 該当		
津波災害警戒区域 （津波）	☐ 該当なし	基準水位	2m
		最大浸水深	
		津波到達時間	50分
土砂災害			
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☐ 該当なし	☒ 該当（以下の該当する分類に ☒) ☒ がけ崩れ（急傾斜地の崩壊） ☐ 土石流 ☐ 地すべり（地滑り）	

☒ どの災害に該当するか
確認

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害（洪水、雨水出水、高潮、津波）

洪水浸水想定区域 (洪水)	☐ 該当なし	☒ 該当 最大浸水深	0.5m～3m
		浸水継続時間	1日～3日未満
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
		☒ 該当 ☐ 該当なし	
		☒ 該当 最大浸水深	0.5m～1m
		浸水継続時間	12時間～1日未満
高潮浸水想定区域 (高潮)	☐ 該当なし	☒ 該当 最大浸水深	0.5m～3m
		浸水継続時間	1日～3日未満
津波災害警戒区域 (津波)	☐ 該当なし	☒ 該当 基準水位	2m
		最大浸水深	
		津波到達時間	50分

☒ 浸水深、浸水継続
時間を確認

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☐ 該当なし	☒ 該当（以下の該当する分類に ☒) ☒ がけ崩れ（急傾斜地の崩壊） ☐ 土石流 ☐ 地すべり（地滑り）
------------------------	-------------------------------	--

3 施設が有する災害リスク
施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害（洪水、雨水出水、高潮、津波）

洪水浸水想定区域	☐ 該当なし	☒ 該当 最大浸水深	0.5m～3m
		浸水継続時間	1日～3日未満
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
		☒ 該当 ☐ 該当なし	
	☐ 該当なし	☒ 該当 最大浸水深	0.5m～1m
		浸水継続時間	12時間～1日未満
	☐ 該当なし	☒ 該当 最大浸水深	0.5m～3m
		浸水継続時間	1日～3日未満
	☐ 該当なし	☒ 該当 基準水位	2m
		最大浸水深	
		津波到達時間	50分

☒ 家屋倒壊等
はん濫想定区域
に該当するか
を確認

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☐ 該当なし	☒ 該当（以下の該当する分類に ☒) ☒ がけ崩れ（急傾斜地の崩壊） ☐ 土石流 ☐ 地すべり（地滑り）
------------------------	-------------------------------	--

3. 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
	人数	1	名	人数	1	名	人数		名	人数		名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮			・気象情報等収集			・（避難誘導体制の確認）			・（避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備）		
	・体制確立の判断			・施設職員への情報伝達			・（避難ルートの確認）					
	・事前休業の判断											
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	2	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
警戒レベル 4	人数	1	名	人数	1	名	人数	16	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・市町村等への連絡			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	・避難先での利用者支援の											

○ 限られた時間に施設利用者の避難を完了するためには、施設職員の役割分担を適切に定めておく必要があります。

職員一人一人が担当する内容を把握し、いざというときに対応できるようにしましょう！

①全体を指揮する
「統括指揮者」



②情報収集や伝達を担当する
「情報連絡班」



④避難に必要な設備や装備品等を
点検し準備する「装備品等準備班」



③利用者の避難支援を担当する
「避難誘導班」



【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
	人数	1	名	人数	1		人数		名	人数		名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心 構えを高め る段階	・状況把握、指揮			・気象情報等収集			・避難誘導体制の確認			・（避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備）		
	・体											
	・事											
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
	・（避難開始判断）						・（避難誘導開始）					

✓ 配置人数や責任者を確認

【本制確立時の組織構成と役割分担】

	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
	人数	1	名	人数	1	名	人数		名	人数		名
レ 心 ろ	・状況把握、指揮			・気象情報等収集			・（避難誘導体制の確認）			・（避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備）		
	・体制確立の判断			・施設職員への情報伝達			・（避難ルートの確認）					
	・事前休業の判断											
レ 心 ろ	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
	・（避難開始判断）						・（避難誘導開始）					

☑ 避難に要する時間を
考慮して、人数を決定

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品 ※設備や装備品	
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階	人数	1	名	人数	1	名	人数		名	人数	
	・状況把握、指揮			・気象情報等収集			・(避難誘導体制の確認)			・(避難に必要な設備品、避難先への持準備)	
	・体制確立の判断			・施設職員への情報伝達			・(避難ルートの確認)				
	・事前休業の判断										
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備品、避難先への持準備	
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両	
	・(避難開始判断)						・(避難誘導開始)				
	人数	1		人数	1	名	人数	15	名	人数	
				・気象情報、水位情報、避難						・要配慮者等	

☑ 職員の参集が困難になる事も想定し、早めに避難支援要員を確保

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階	人数	1	名	人数	1	名	人数		名	人数		名
	・状況把握、指揮			・気象情報等収集			・（避難誘導体制の確認）			・（避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検・準備）		
	・体制確立の判断			・施設職員への情報伝達			（避難ルートの確認）					
	・事前休業の判断											
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・気象情報等収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検・準備		
	・施設職員への情報伝達			・施設職員への情報伝達			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
	・（避難開始判断）						・（避難誘導開始）					
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	2	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
				・市町村等への連絡						・避難先への持ち出し品等運搬		
	人数	1	名	人数	1	名	人数	16	名	人数	1	名
										・避難先での持ち出し品等		

☑必要に応じて
避難支援協力者
を定める

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品 ※設備や装備品	
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階	人数	1	名	人数	1	名	人数		名	人数	
	・状況把握、指揮			・気象情報等収集			・(避難誘導体制の確認)			・(避難に必要な設備品、避難先への持準備)	
	・体制確立の判断			・施設職員への情報伝達			・(避難ルートの確認)				
	・事前休業の判断										
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備品、避難先への持準備	
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両	
	・(避難開始判断)						・(避難誘導開始)				
	人数	1		人数	1	名	人数	15	名	人数	
				・気象情報、水位情報、避難						・要配慮者等	

☑ 避難支援協力者への
要請のタイミングを確認

● 事前休業の判断について

早期注意情報（警報級の可能性）の「中」または「高」が発表されている場合や大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。

または午前8時の時点で、〇〇市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

高齢者等避難

暴風警報又は特別警報

大雨警報又は特別警報

洪水警報

☑ 事前休業の
実施基準を確認

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

4. 情報伝達・収集

情報収集・伝達

- 防災気象情報や避難情報は、防災体制の確立や避難開始の判断をするために必要なものです。
- 収集する情報の内容や入手方法、伝達する情報の内容と伝達先をあらかじめ決めて確認しておきましょう。

種 類	名 称
台風等の情報	■週間天気予報、天気予報 ■台風情報 ■早期注意情報
雨の情報	■大雨注意報、洪水注意報 ■大雨警報、洪水警報 ■土砂災害警報情報 ■大雨特別警報 ■降水短時間雨量予測 ■キキクル(危険度分布)
河川の情報	■氾濫注意情報 ■氾濫警戒情報 ■氾濫危険情報
避難の情報	■警戒レベル3(高齢者等避難) ■警戒レベル4(避難指示) ■警戒レベル5(緊急安全確保)



情報収集



情報伝達

(2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル 1	早期注意情報	インターネット (気象庁HP)	大雨の警報級の可能性「高」が発表されました。 災害への心構えを高める段階です。	情報連絡班	施設職員
	事前休業のお知らせ	統括指揮者の判断を確認	〇〇日は、大雨が予想されていますので、施設 を休業することになりました。	情報連絡班	施設利用者の家族
警戒レベル 2	職員への招集連絡	統括指揮者の判断を確認	大雨注意報が発表されましたので施設に参集し てください。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	洪水注意報	インターネット (気象庁HP)	洪水注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫注意情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫注意情報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨注意報	インターネット (気象庁HP)	大雨注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 3	高齢者等避難	市役所からの電話	高齢者等避難が発表されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難先の開設情報	市役所へ電話	避難先の開設が完了しました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難開始の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を開始しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	洪水警報	インターネット (気象庁HP)	洪水警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫警戒情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫警戒情報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨警報	インターネット (気象庁HP)	大雨警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 4	避難指示	市役所からの電話	避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難完了の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を完了しました。	情報連絡班	市役所の担当部署

☑ 災害リスクごとに収集すべき情報、入手先を確認

(2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル 1	早期注意情報	インターネット (気象庁HP)	大雨の警報級の可能性「高」が発表されました。 災害への心構えを高める段階です。	情報連絡班	施設職員
	事前休業のお知らせ	統括指揮者の判断を確認	〇〇日は、大雨が予想されていますので、施設 を休業することになりました。	情報連絡班	施設利用者の家族
警戒レベル 2	職員への招集連絡	統括指揮者の判断を確認	大雨注意報が発表されましたので施設に参集し てください。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	洪水注意報	インターネット (気象庁HP)	洪水注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫注意情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫注意情報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨注意報	インターネット (気象庁HP)	大雨注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 3	高齢者等避難	市役所からの電話	高齢者等避難が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難先の開設情報	市役所へ電話	避難先の〇〇は開設されています。	情報連絡班	避難誘導班
		確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を開始しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
			洪水警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
			〇〇川に氾濫警戒情報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨警報	インターネット (気象庁HP)	大雨警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 4	避難指示	市役所からの電話	避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難完了の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を完了しました。	情報連絡班	市役所の担当部署

☑ 伝達内容、伝達先
などを確認

表 9 収集すべき主な情報とそのタイミング、入手先

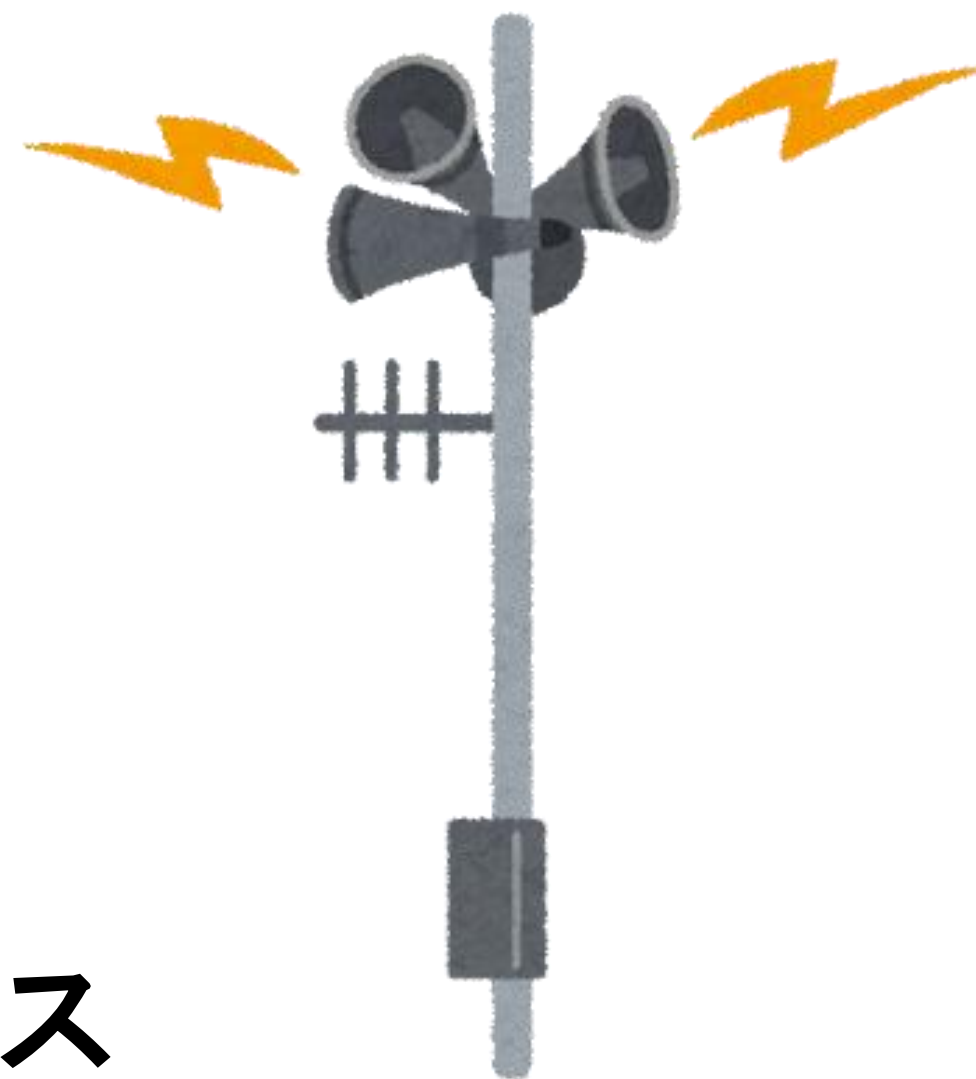
収集すべき情報(発表者ごとの情報)	入手先
【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性) ・洪水注意報、洪水警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)	・テレビ、ラジオ ・気象庁ウェブサイト、川の防災情報のウェブサイト、都道府県のウェブサイト ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
【防災気象情報(河川管理者・気象庁共同)】 ※河川管理者:国(国土交通省)、都道府県 ・洪水予報 - 氾濫注意情報 - 氾濫警戒情報、氾濫危険情報 - 氾濫発生情報	
【防災気象情報(都道府県・気象庁共同)】 ・土砂災害警戒情報	

【防災気象情報(下水道管理者)】 ※下水道管理者:都道府県、市町村 ・内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	・テレビ、ラジオ ・都道府県・市町村のウェブサイト ・市町村のメール通知サービス 等
【津波情報(気象庁)】 ・津波注意報、津波警報、大津波警報	・テレビ、ラジオ ・気象庁ウェブサイト ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
【避難情報(市町村)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	・テレビ、ラジオ ・市町村のウェブサイト ・市町村のメール通知サービス ・緊急速報メール 等
【避難先の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 指定(福祉)避難所の開設状況	・テレビ、ラジオ ・市町村のウェブサイト ・市町村へ電話問い合わせ 等
道路の通行止め情報	・日本道路交通情報センターのウェブサイト 等

★市では災害が発生した場合
さまざまな手段で住民に情報を伝えます。

- ・同報系防災行政無線
- ・消防防災メール
- ・ホームページやSNS
- ・ヤフーの防災速報アプリ
- ・エリアメール
- ・NHKのデータ放送
- ・消防・防災テレフォンサービス

050-5536-7056



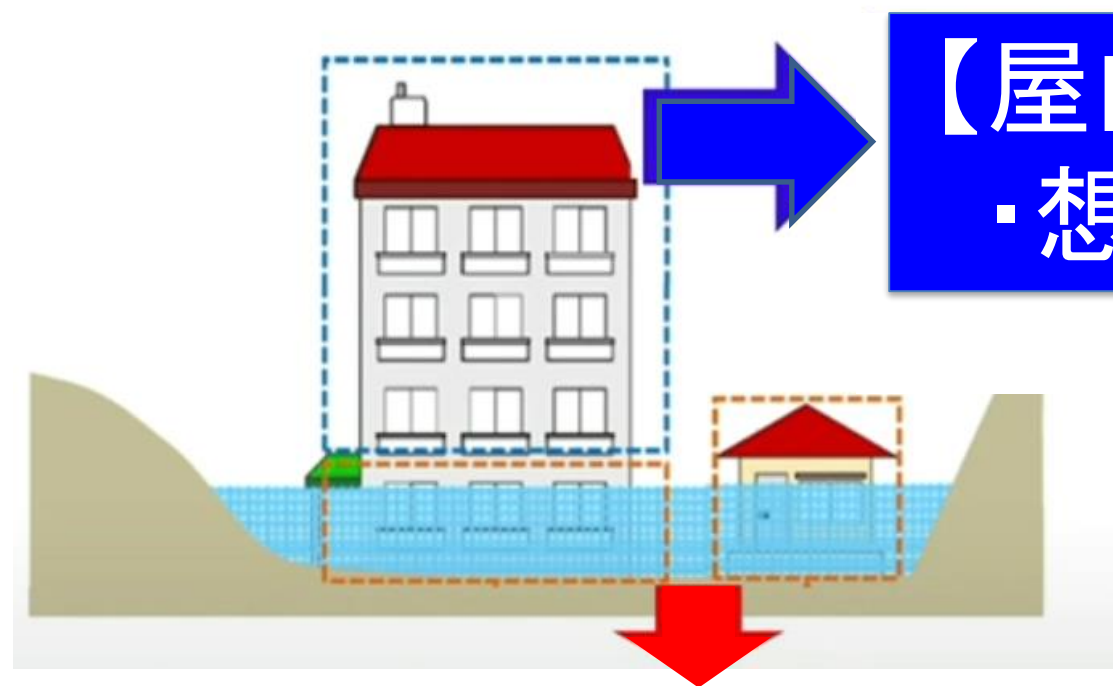
情報収集の方法

◆気象警報、避難情報、河川水位等はテレビのデータ放送で確認出来る。



5. 避難誘導

○施設利用者の安全を確保するためには、避難先を適切に定める必要があります。



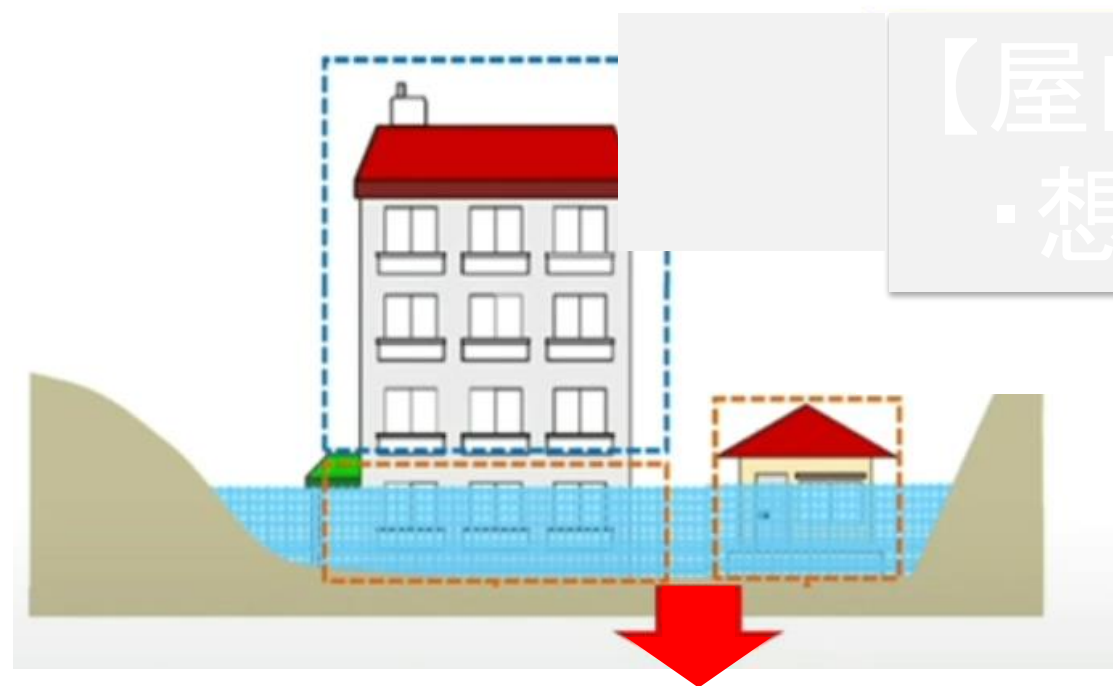
【屋内安全確保】

- ・想定される浸水深より高い所

【立退き避難】

- ・系列の施設や同種・類似の施設
- ・市が指定する指定緊急避難場所や指定避難所
- ・近隣の安全な場所
- ・宿泊施設

○施設利用者の安全を確保するためには、避難先を適切に定める必要があります。



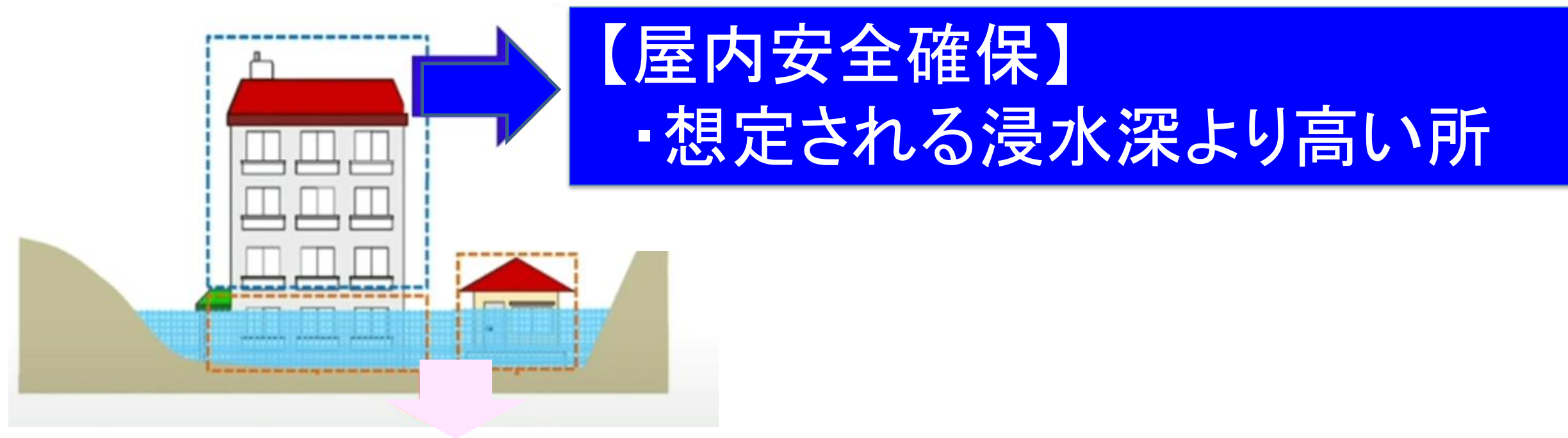
【屋内安全確保】

- ・想定される浸水深より高い所

【立退き避難】

- ・系列の施設や同種・類似の施設
- ・市が指定する指定緊急避難場所や指定避難所
- ・近隣の安全な場所
- ・宿泊施設

○施設利用者の安全を確保するためには、避難先を適切に定める必要があります。



【立退き避難】

- ・系列の施設や同種・類似の施設
- ・市が指定する指定緊急避難場所や指定避難所
- ・近隣の安全な場所
- ・宿泊施設

○施設利用者の安全を確保するためには、
避難先を適切に定める必要があります。



【立退き避難】

- ・系列の施設や同種・類似の施設
- ・市が指定する指定緊急避難場所や指定避難所
- ・近隣の安全な場所
- ・宿泊施設

以下の警戒区域にある場合

- ・津波
- ・土砂災害
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域

- 避難開始のタイミングも適切に定める必要があります。
- 避難開始は、原則として、市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。ただし、利用者全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、この発令を待つことなく早めに避難を開始することが必要です。

警戒 レベル	1	2	3	4	5
避難 情報等	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意報 洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の 行動	情報収集 	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断 	避難開始 	避難完了 	

指定緊急避難場所および指定避難所

<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1000005/1001972/1001979/1001988/index.html>

消防・防災

防災情報

指定避難場所・避難所

指定緊急避難場所および指定避難所（地域別）

指定避難所及び指定緊急避難場所の公示について

避難所マップ（Yahoo!天気・災害）へのリンク

指定福祉避難所及び指定緊急避難場所の公示について

ペットの防災対策について

指定緊急避難場所および指定避難所（地域別）



> 本荘地域

> 矢島地域

> 岩城地域

> 由利地域

> 大内地域

> 東由利地域

> 西目地域

> 島海地域

緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類							収容想定人数		電話番号	
	洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火災	内水はん濫	火山現象	屋外		屋内
本 庄 地 域（緊急避難場所60箇所（うち避難所31箇所））											
由利本荘市消防庁舎				●	●				0	200	22-4262
鶴舞球場	●		●	●	●	●	●	●	8,000	0	24-5348
本荘公園	●	●	●	●	●	●	●	●	15,000	0	24-6332
本荘公園前広場	●	●	●	●	●	●	●	●	2,500	0	24-6332
コミュニティ体育館		●		●		●	●	●	0	450	24-8038
鶴舞会館		●	●	●	●	●	●	●	0	600	24-2911
本荘由利広域行政センター	●	●	●	●	●	●	●	●	0	120	23-2019
羽後信用金庫（駐車場）				●	●				800	0	23-3000
本荘グランドホテル				●	●				0	500	23-4511
本荘由利総合運動公園			●	●	●	●	●	●	18,250	0	24-2410
鶴舞小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	5,000	600	22-1422
本荘南中学校	●	●	●	●	●	●	●	●	15,000	750	22-7153
ボートグラザ「アクアパル」		●		●		●	●	●	1,500	450	22-5611
砂子下コミュニティセンター	●	●		●		●	●	●	0	80	24-6333
秋田県立ゆり文庫学校	●	●	●	●	●	●	●	●	5,000	300	27-2630
ホテルアイリス				●	●				0	500	24-5115
本荘合同庁舎				●	●				0	50	22-2335
本荘高等学校グラウンド	●	●	●	●	●	●	●	●	16,000	0	22-0832
尾崎小学校		●	●	●		●	●	●	5,000	600	24-1236
本荘東中学校	●	●		●		●	●	●	12,400	700	27-2311
文化交流館「カダール」		●	●	●	●	●	●	●	4,750	430	22-2500
市民交流学習センター		●		●		●	●	●	1,000	250	24-4344
本荘ステーションホテル				●	●				0	110	23-3611
本荘南部コミュニティ防災センター		●	●	●	●	●	●	●	0	40	24-3855
由利工業高校グラウンド			●	●	●	●	●	●	8,150	0	22-5520
由利本荘総合防災公園	●	●	●	●	●	●	●	●	20,000	3,000	22-0001
石盤公園グラウンド			●	●	●	●	●	●	8,500	0	24-6332
新山小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	4,750	750	22-1420
本荘北中学校	●	●	●	●	●	●	●	●	14,000	900	22-0321
石盤体育館	●	●	●	●	●	●	●	●	0	500	24-4844
職業訓練センター	●	●	●	●	●	●	●	●	0	250	23-5502
田尻野消防センター	●	●	●	●	●	●	●	●	50	0	—
松ヶ崎八幡神社境内			●		●				500	0	28-2611

ページ番号1001988

文字で印刷

スマートフォン

WEBハザードマップで避難所等を確認

由利本荘市Webハザードマップ

標準地図 淡色地図 English 写真 StreetMa

地図の種類

トップ > 避難所などの施設情報

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 火山噴火時一時避難所
- 要配慮者利用施設
- ライブカメラ
- 水位観測所
- 同報系防災行政無線
- アンダーパス



地域名 : 本荘地域

名称 : 本荘南中学校

住所 : 秋田県由利本荘市水林466

避難対象: 洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、火事、内水氾濫、火山



6 避難誘導

(1) 避難先、移動距離及び避難方法

記載例
様式 4

- ①原則、施設利用者の適切な支援を提供できるA会（系列グループホーム）に立退き避難をする。
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

洪水	避難先名称	移動距離	避難方法				避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材			
系列施設や他の同種類似施設	A会（系列グループホーム）	1,000 m	☐	☒ 4 台	車椅子		1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校（校舎2階以上）	500 m	☐	☒ 4 台	車椅子		45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200 m	☒	☒ 4 台	車椅子		30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階〇〇室	50 m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー				15分	警戒レベル3 高齢者等避難

- ✓ 安全な場所か、利用者をケアできるか確認
- ✓ 複数の避難先を選定

6 避難誘導

(1) 避難先、移動距離及び避難方法

記載例
様式 4

- ①原則、施設利用者の適切な支援を提供できるA会（系列グループホーム）に立退き避難をする。
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

洪水	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会（系列グループホーム）	1,000	m	☐	☒ 4 台	車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校（校舎2階以上）	500	m	☐	☒ 4 台	車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☒ 4 台	車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階〇〇室	50	m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

✓ 避難方法や避難に要する時間を確認

6 避難誘導

(1) 避難先、移動距離及び避難方法

記載例
様式 4

- ①原則、施設利用者の適切な支援を提供できるA会（系列グループホーム）に立退き避難をする。
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

洪水	避難先名称	移動距離		避難方法				避難に要する時間	避難開始基準	
				徒歩	車両		その他機材			
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☐	☒	4	台	車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☐	☒	4	台	車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☒	4	台	車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階〇〇室	50	m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー				15分	警戒レベル3 高齢者等避難	

☑ 避難方法や避難に要する時間を確認



6. 避難に必要な設備や備蓄品

○ 施設利用者の迅速かつ安全な避難支援を実現するためには、避難に必要な設備や備蓄品を適切に確保・点検しておく必要があります。

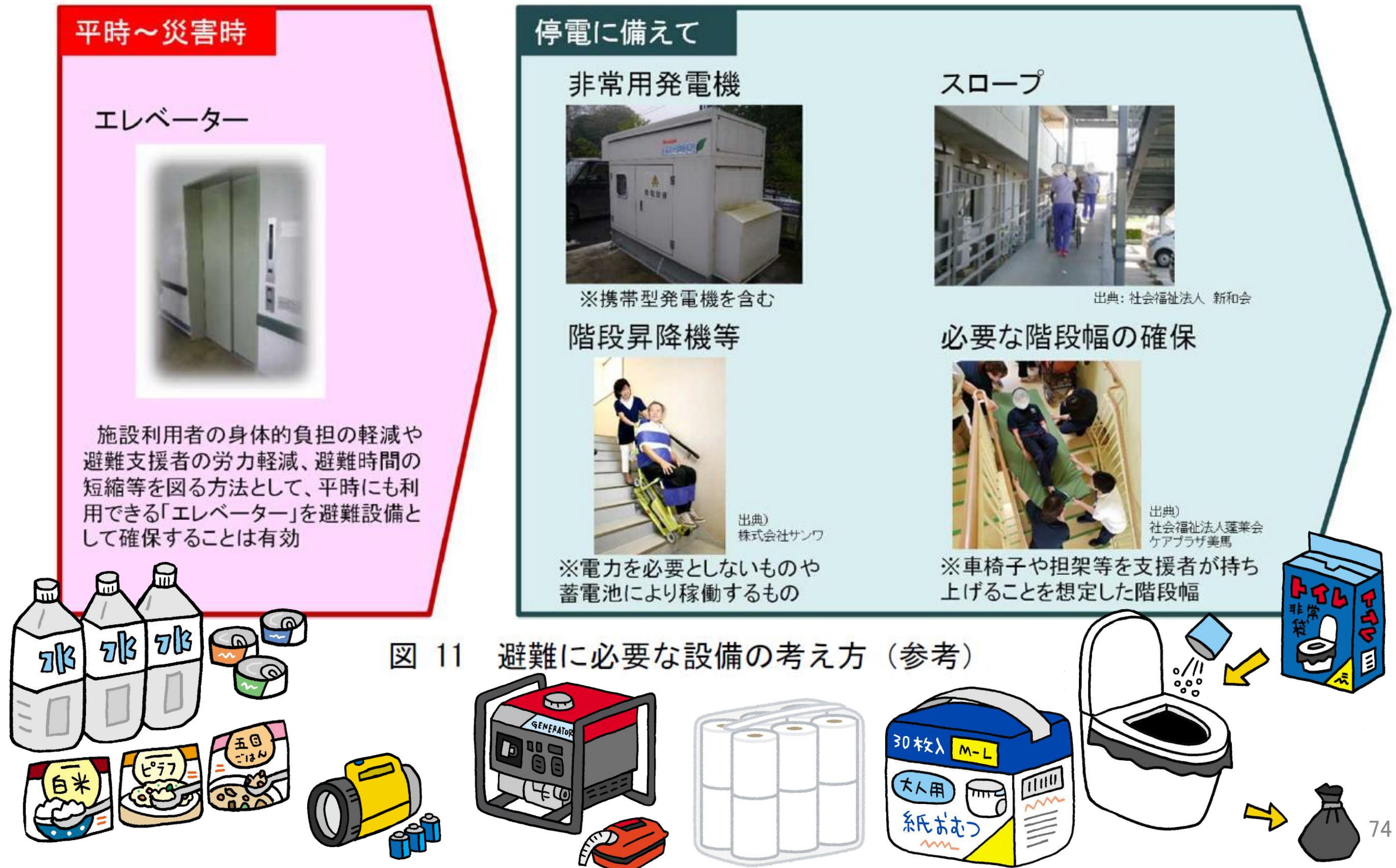


図 11 避難に必要な設備の考え方（参考）

7 避難に必要な設備の整備

記載例
様式 5

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等			
分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター	1	施設中央部(1～3階)
	上下階の移動のできる大型スロープの設置	0	—
	車椅子	10	各階の職員エリア
	その他(担架)	3	各階の職員エリア
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置	1	2階機械室
	土のう	20	1階備品倉庫
	止水板	0	—
	階段昇降機の設置	3	1階備品倉庫
	その他(非常用サイレン)	3	屋上

☑ 避難に必要な設備を確保しているか確認

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等

分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	10	受付、各階の職員エリア
	電話やファックス	5	受付、各階の職員エリア
	携帯電話やスマートフォン	10	各職員
	電池や非常用電源	1	2階機械室
	名簿(施設利用者)	10	受付、各階の職員エリア
避難用品等	雨具	20	1階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	20	1階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	5	受付、各階の職員エリア
	救急用品	5	受付、各階の職員エリア
	移動用の車両	5	車庫
避難先	水や食糧	3日/人	1階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	1階備品倉庫
	電池や携帯充電器	10	1階備品倉庫
その他	防寒着・毛布	20	1階備品倉庫
	携帯トイレ	30	1階備品倉庫

☑ 情報収集に必要な機器や複数の手段を確保しているか確認

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等			
分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	10	受付、各階の職員エリア
	電話やファックス	5	受付、各階の職員エリア
	携帯電話やスマートフォン	10	各職員
	電池や非常用電源	1	2階機械室
避難誘導	名簿(施設利用者)	10	受付、各階の職員エリア
	案内旗	5	1階備品倉庫
	ビブス	30	1階備品倉庫
	懐中電灯	5	1階備品倉庫
	ハンドマイク	3	1階備品倉庫
	雨具	20	1階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	20	1階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	5	受付、各階の職員エリア
	救急用品	5	受付、各階の職員エリア
	移動用の車両	5	車庫
避難先	水や食糧	3日/人	1階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	1階備品倉庫
			車庫
			車庫
			車庫

☑ 避難誘導に必要な機材
昼間、夜間

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等

分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	10	受付、各階の職員エリア
	電話やファックス	5	受付、各階の職員エリア
	携帯電話やスマートフォン	10	各職員
	電池や非常用電源	1	2階機械室
避難誘導	名簿（施設利用者）	10	受付、各階の職員エリア
	案内旗	5	1階備品倉庫
	ビブス	30	1階備品倉庫
	懐中電灯	5	1階備品倉庫
	ハンドマイク	3	1階備品倉庫
	雨具	20	1階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	20	1階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	5	受付、各階の職員エリア
	救急用品	5	受付、各階の職員エリア
	移動用の車両	5	車庫
避難先	水や食糧	3日/人	1階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	1階備品倉庫
	電池や携帯充電器	10	1階備品倉庫
その他	防寒着・毛布	20	1階備品倉庫
	携帯トイレ	30	1階備品倉庫

7. 防災教育及び避難訓練

- 施設職員に防災知識を習得させるには、普段から計画的に防災教育を実施することが必要です。
- また、原則として、年に1階以上避難訓練を実施して、情報伝達や避難支援に要する人数、避難に要する時間、避難先や避難経路の安全性等を確認してください。
- 避難訓練には立ち退き避難訓練以外に、屋内安全確保訓練、図上訓練や避難経路等を確認する訓練など様々な訓練があります。利用者の負担を考慮し、適切な訓練を実施してください。



既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

記載例
様式 6

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成＝防災体制の確立

実施予定時期

避難確保計画の周知

○施設職員、施設利用者や施設利用者の家族、避難支援協力者に電子データなどで避難確保計画を共有し、周知する

12月頃
新規入職者・施設利用者の家族はその都度

施設職員、避難支援協力者への防災教育

○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認
○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 等

1月頃
新規入職者・施設利用者の家族はその都度

利用者、施設利用者の家族への防災教育

○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認
○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明 等

1月頃
新規入職者・施設利用者の家族はその都度

通所部門

情報収集

☑ 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に
定めているか、確認しましょう。

認、情報伝達の試行 等

☑ 訓練の種類を具体的に定めているか確認

通所部門

情報収集、情報伝達訓練

- 施設職員の緊急連絡網の試行
- 保護者・家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 等

2月頃

立退き避難訓練

- 避難経路ごとに避難方法(車、徒歩など)を確認
- 施設から避難先までの避難に要する時間の計測 等

2月頃

入所部門

情報収集、情報伝達訓練

- 施設職員の緊急連絡網の試行
- 保護者・家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 等

3月頃

屋内安全確保訓練

- 避難方法の確認
- 避難に要する時間の計測 等

3月頃

避難訓練結果
の振り返り

○訓練終了後に参加者全員で訓練を振り返る
○訓練計画時に決めた訓練の目的・目標について達成度を確認し、その後、個別の反省点や行動等について意見交換する

4月頃

市町村への避難訓練結
果の報告

手引き第9章に掲載している避難訓練結果の報告様式に基づき、〇〇市に訓練結果を報告する

5月頃

避難確保計画の見直し

○振り返りであげられた意見や問題点を踏まえて、避難確保計画を見直す

6月頃

☑ 訓練の振り返り等について
定めているか確認

8. 自衛水防団

■ 自衛水防組織の業務に関する事項

- 水害による被害を最小限に抑えるため、従来の行政による水防活動だけではなく、各要配慮者利用施設における水防活動の取り組みも重要となっているため、平成25年7月に水防法の一部が改正され、自衛水防組織の設置が努力義務となっている。
- 自衛水防組織を設置する場合は様式等をそのまま活用し、情報収集方法、活動組織体制、対策内容、訓練実施計画等を決定する。

- 自衛水防組織の設置は法律上義務付けられてはいないが、施設利用者の安全を確保するために設置が望ましいと考えられるため、施設の規模や運営状況等を踏まえてご判断してください。なお、設置した場合は市町村への報告が必要となります。
- 自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報を活用して、様式に記載してください。また、新たに設置する場合も様式を活用して作成してください。

作成の手順

- ① 様式7、別表1、別表2を活用し、自衛水防組織を設置する。
- ② 研修及び訓練計画を立てる。
- ③ 設置したことを由利本荘市へ報告する。

※ 自衛水防組織活動要領は、別添を参考にしてください

10 自衛水防組織の業務に関する事項

(1)「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

自衛水防組織の編成と任務

☑ 責任者や業務内容・活動範囲が明確か確認

統括管理者(施設長) (代行者 事務長)

	担当者	役割
総括・情報班	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

☑ 水防組織が必要な装備品
資機材のリストも作成してください

自衛水防組織装備品リスト

記載例
別表 2

任務	装備品
総括・情報班 避難誘導班	名簿(施設職員、利用者等) 様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。

自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

参考：終わりに

- 避難確保計画は、作成して終わりではなく、常に避難訓練や防災教育を繰り返ししながら改良していく必要があります
- 避難の実行性を高めていくために、避難訓練等を通じてPDCAサイクルを回し、避難確保計画の内容の充実と防災体制等の充実に努めてください